

## 序議付議事案書

開催・令和7年4月23日

所管部課	行政管理部 課税課	部長	矢吹 勇一
件名	専決処分の承認について（東大和市税条例の一部を改正する条例）		
	区分	○	1 審議事項 2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関			
<p><b>1. 要旨</b>            地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年3月31日付けで専決処分した「東大和市税条例の一部を改正する条例」について、同条第3項の規定により、市議会に報告し、承認を求めるものである。</p> <p>(1) 主な改正点            - 軽自動車税（種別割）の税率区分の見直しに伴う規定の整備            - 固定資産税の特例措置に係る規定の整備</p> <p>(2) 施行日 令和7年4月1日</p>			
<p><b>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</b>            令和7年3月21日 条例改正を専決処分により行うことについて、令和7年第1回市議会定例会最終日の会議終了後に、市長から議会に対して説明            令和7年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律の公布、持ち回り序議により条例改正の審議、改正条例の専決処分、改正条例の公布</p> <p>※総務課において審査済み</p>			
<p><b>3. 留意事項（問題点等）</b></p>			
<p><b>4. 主管部処理案（検討結果等）</b>            序議終了後、市議会に報告し、その承認を求めることしたい。</p>			
<p><b>5. 審議結果</b>            決定</p>			

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。